

熱損失防止（省エネ）改修住宅に係る固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(宛先) 河内長野市長

申告者 (納税義務者)	住所	
	フリガナ	
	氏名	㊟
	電話	- -
	個人番号 又は 法人番号	
届出者 申請者と同一の 場合は記入不要	住所	
	フリガナ	
	氏名	㊟
	電話	- -

地方税法附則第15条の9第9項、同条第10項、第15条の9の2第4項又は同条第5項に規定する固定資産税（省エネ改修工事）の減額措置の適用を受けたいので、下記のとおり申告します。

家屋の内訳	所在地		家屋番号	
	構造		種類・用途	
	床面積	㎡（うち居住部分 ㎡） ※居住部分が全体の1/2以上であること。		
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修工事の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 窓の改修工事（必須） <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事		<input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事	
省エネ改修工事費用	円 ※50万円超(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。)のものが対象です。			
工事完了日	年 月 日			
3か月以内に提出できなかった理由	※工事完了日から3か月以内に申告書を提出できなかった場合のみ記入			

☆下記処理欄は記入する必要はありません。

処理欄	【受付時確認】 <input type="checkbox"/> 改修工事完了から3か月以内か <input type="checkbox"/> 記載内容に漏れがないか <input type="checkbox"/> 必要な添付書類が揃っているか <input type="checkbox"/> バリアフリー改修の有無の確認はしたか	受 付 印	/	
			処理	控

※バリアフリー改修減額（100㎡相当分まで）に限り重複して適用を受けられます。

◆減額対象となる省エネ改修などの要件

- ・平成20年1月1日以前から存在する住宅用家屋（賃貸住宅を除く居住部分が2分の1以上ある家屋）であること
- ・住宅部分の床面積が280㎡以下のものであること
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上のものであること
- ・次に該当する工事で、現行の省エネ基準に新たに適合することになった住宅であること
〔対象となる工事〕（外気等に接するものの工事に限る）
 - 窓の改修工事（必須工事）
 - 床の断熱改修工事
 - 天井の断熱改修工事
 - 壁の断熱改修工事
- ・省エネ改修工事費用が50万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）であること
- ・改修完了後3か月以内に税務課に申告していること

◆添付書類

- ・建築士等の発行する増改築等工事証明書
- ・領収書の写し（改修工事費用を支払ったことを確認できるもの）
- ・納税義務者の住民票の写し（住所が河内長野市内の人は不要）
- ・認定長期優良住宅に該当することになった場合は、認定通知書の写し

◆その他

- ・改修工事の完了した年の翌年度分に限り、当該家屋に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）が3分の1（認定長期優良住宅に該当することになった場合は3分の2）減額されます。（都市計画税は減額されません。）
- ・新築住宅減額や耐震改修減額とは重複して適用されません。バリアフリー改修減額（100㎡相当分まで）に限り重複して適用されます。
- ・省エネ改修減額措置は一戸について1回限りとなります。